

第八期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に伴う域密着型サービス事業の施設整備に係るグループホームの指定について

1 経過

令和3年度第1回帯広市地域密着型サービス運営委員会（書面開催）にて、第八期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「第八期計画」という。）における施設整備について、一般から公募するのではなく、意向のある事業者から提案を受付ける方法で整備することとしていた。以降、応募を受付けていたところ、令和3年10月の開設に向けて申請があったものである。

2 第八期計画における施設等の整備計画について

第八期計画では、既存の高齢者向け住宅を活用し、介護職員の人員配置の効率化を踏まえた施設の用途変更による整備により、介護人材確保に影響を与えずに介護サービスの提供量の確保を図るものとしている。

| 整備時期 | | 令和3年度 | 第八期合計 |
|------------------|-----|--------------------|------------|
| 認知症対応型 共同生活介護 | 整備量 | 9床×2ユニット (用途変更) | 1か所 18床 |
| | 圏域 | 市内全圏域 | — |

3 申請者及び申請内容

(1) 申請者

第八期計画策定時の意向調査より、施設整備の意向があった法人より開設に係る相談があり、令和3年7月30日付けで指定に係る申請があった。

また、その他の法人からの相談、応募はなかった。申請のあった法人は以下のとおりである。

| | |
|-------|----------------|
| 名称 | 株式会社しらかば |
| 法人所在地 | 帯広市東5条南5丁目5番地8 |

(2) 申請内容

申請内容は以下のとおり。特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）から（介護予防）認知症対応型共同生活介護への用途変更による申請となる。

| | 変更前 | 変更後 |
|-----------|-----------------|---------------------|
| サービス種別 | 特定施設入居者生活介護 | (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 |
| 事業所名 | 有料老人ホームハイツしらかば | グループホームひまわり |
| 事業所の所在地 | 帯広市東5条南14丁目1番地1 | 帯広市東5条南14丁目1番地1 |
| 整備量 | 20室 | 9床×2ユニット |
| 利用定員 | 20名 | 18名 |
| 事業開始(予定)日 | 平成15年4月21日 | 令和3年10月1日 |

4 審査内容について

指定に係る申請書等一式については、帯広市が定めた指定に係る記載事項及び添付書類の申請となり、以下のとおり審査をした。

(1) 指定に係る審査内容について

| 指 定 基 準 | 申 請 内 容 | 審 査 |
|---|---|---|
| <p>1 申請者要件(H25 条例 8 第 3 条) 法人であること 定款等への記載</p> | <p>1 履歴事項全部証明書及び法人定款 株式会社しらかば 定款第2条当該事業の実施について記載 を確認</p> | <p>適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> |
| <p>2 人員基準(H25 条例 8 第 111～113 条) ①介護職員数 ア 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯 常勤換算方法で利用者が 3 人につき 1 名 以上 イ 夜間及び深夜の時間帯1ユニットごとに 当該時間帯を通じて1名</p> | <p>2 勤務形態一覧表より ①介護職員数 ア ユニット(あい) 介護従事者7名(常勤4名、非常勤3名) 常勤換算 6.1 名 ア ユニット(ゆめ) 介護従事者8名(常勤4名、非常勤4名) 常勤換算 6.5 名 イ 時間帯を通じてユニットごとに1名</p> | <p>適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> |
| <p>②計画作成担当者の配置 (兼務可) ユニットごとに1名 ※厚生労働大臣が定める研修修了者 ※事業所に置く計画作成担当者は、1 名以上は介護支援専門員でなければ ならない</p> | <p>②勤務形態一覧表及び資格者証より 計画作成担当者の配置:2名 ※認知症介護実践研修(実践者研修)修了 ※うち介護支援専門員2名</p> | <p>適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> |
| <p>③管理者 常勤 1 名 (兼務可) ※認知症の者の介護に関する専門的 な知識経験を有するもの (3 年以上認 知症高齢者の介護に従事した経験を持 つもの等) ※厚生労働大臣が定める研修修了者</p> | <p>③勤務形態一覧表及び資格者証より 管理者 常勤2名 ※認知症高齢者の介護に3年以上従事 ※認知症対応型サービス事業管理者研修 修了</p> | <p>適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> |
| <p>④代表者 ※認知症である者の介護に従事した経 験を有する者又は保健医療サービス等 の事業の経営に携わった経験を有する 者 ※厚生労働大臣が定める研修修了者</p> | <p>④経歴書より確認 ・代表取締役 細川 義則 ※福祉サービスの提供を行う事業の経営に 携わった経験を有する。 ※痴呆介護実務者研修修了(H15. 3. 19) ⇒H12～H16 実施の痴呆介護実務者研修 は認知症対応型サービス開設者研修修了 者とみなすことができる。</p> | <p>適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> |

| | | |
|--|--|--------------|
| <p>3 設備基準(H25 条例 8 第 114 条)</p> <p>①立地条件 住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること</p> | <p>3 平面図及び整備等一覧表より</p> <p>①当該地は、主要幹線道路及び住宅地に隣接しており、地域住民との交流の機会が十分に確保されるものと認められる。 また、特定施設入居者生活介護として平成 15 年より開設しており、地域に根付いている。</p> | <p>適■ 否□</p> |
| <p>②共同生活住居 一事業所につき3ユニットまで 一ユニットにつき入居定員5名から9名</p> | <p>②共同生活住居 1ユニット(あい) 入居定員9名 2ユニット(ゆめ) 入居定員9名</p> | <p>適■ 否□</p> |
| <p>③居室 個室で一室の面積7.43㎡以上 専用の出入口と他居室との完全分離</p> | <p>③居室 18 室 完全個室専用出入口 個室の面積 16.20 ㎡(11 室) 16.38 ㎡(2 室) 17.82(5 室)</p> | <p>適■ 否□</p> |
| <p>④生活住居ごとに以下の設備を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居間及び食堂 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。 ・台所 ・浴室 ・必要な設備 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 | <p>④・居間・食堂(平面図のとおり)</p> <p>あいユニット 22.68 ㎡ ゆめユニット 30.78 ㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台所 2か所(各ユニット1か所設置) ・浴室 2か所(各ユニット1か所設置) ※一般浴、介護浴の1か所ずつ ・便所 8か所(各ユニット4か所設置) ・消火器、スプリンクラー、自動火災報知等 | <p>適■ 否□</p> |
| <p>4 運営基準 (H25 条例 8 第 115～150 条)</p> <p>①事業の目的及び運営の方針</p> <p>②従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>③利用定員</p> <p>④指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤入居に当たっての留意事項</p> <p>⑥非常災害対策</p> <p>⑦虐待の防止のための措置に関する事項 ※虐待の防止に係る措置は、R 6.3.31 まで努力義務(経過措置)</p> <p>⑧その他運営に関する重要事項</p> | <p>株式会社しらかば グループホームひまわり運営規程より</p> <p>① 運営規程 第1条、第2条、第3条</p> <p>② 運営規程 第5条</p> <p>③ 運営規程 第6条</p> <p>④ 運営規程 第11条、第12条</p> <p>⑤ 運営規程 第15条</p> <p>⑥ 運営規程 第20条</p> <p>⑦ 運営規程 第27条</p> <p>⑧ 運営規程 第30条</p> <p>⇒運営基準に定めておかなければならない事項について確認</p> | <p>適■ 否□</p> |

| | | |
|---|---|-------|
| 5 苦情への対応 | 5 苦情解決処理規程 入居者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要に記載 | 適■ 否□ |
| 6 協力医療機関との契約内容 | 6 協力医療機関契約書 ・社会医療法人恵和会 帯広中央病院 ・医療法人社団博仁会 大江病院 ・医療法人社団秀和会 つがやす歯科 との間で、医療サービス等の提供に関する協力について承諾を得ている。 | 適■ 否□ |
| 7 介護施設等との連携体制 | 7 協力体制の協定書 社会福祉法人普仁会が運営する特別養護老人ホーム愛仁園と協力支援体制の協定がとれている。 | 適■ 否□ |
| 8 法第78条の2第4項各号又は第115条の12第2項各号に該当しないこと 9 帯広市暴力団排除条例第2条第2号に該当していないこと | 8、9 誓約書にて確認。 | 適■ 否□ |
| 10 介護支援専門員の氏名等 | 10 (添付資料 11) ・2名 ※資格取得者は3名在籍 ※計画作成担当者は事業所に1名以上の配置しなければならない。(1名は介護支援専門員) | 適■ 否□ |
| 11 資格を証する書面 | ・認知症対応型サービス事業管理者研修修了者:3名 ・認知症介護実践研修(実践者研修)修了者:3名 ・介護支援専門員:3名 ・介護福祉士:7名 ・看護師:2名 ・実務者研修:1名: | 適■ 否□ |
| 12 非常災害対策計画 | 12 非常災害対策計画(添付資料 14) 具体的な計画、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備、定期的な避難訓練等の実施について確認 | 適■ 否□ |

(2) その他審査内容について

| | | |
|--------------------|--|---|
| <p>理念・基本方針</p> | <p>・法人理念 地域の方々の『生きる』を支援し、心身ともに健やかで、心地よい生活ができるよう努めてまいります。</p> <p>・施設理念 個々の尊厳を守ります。 健やかで安らぎのある暮らしができるよう支援します。 能力を生かして自立した生活ができるよう支援します。 地域住民と相互に協力し、福祉の増進に努めます。</p> <p>・基本方針 私たちは、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、一人ひとりの残された機能や個性を尊重し、『自分が入りたい』と思える施設を目指します。 私たちは、常に『笑顔』を第一とし、心身ともに健康で明るく、地域や家庭との結びつきを大切にしたいサービスを提供いたします。</p> | <p>適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> |
| <p>従事職員関係に係る書類</p> | <p>・就業規則 ・賃金規程 介護職員の資質向上や雇用管理の改善の推進、キャリア形成を行うことができる労働環境を整備するとともに、職員自身が研修等を活用できるような取り組みがなされている。</p> | <p>適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> |
| <p>運営推進会議の構成員</p> | <p>グループホームひまわり運営推進会議設置要綱を策定 (委員) 会長:東亜親睦町内会 会長 副会長:利用者の家族 委員:利用者の家族、民生委員、老人クラブ四ツ葉長寿会会長、地域包括支援センター帯広至心寮職員</p> | <p>適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/></p> |

5 審査結果について

(1) 指定申請において指定に係る審査基準の12項目及びその他審査として3項目の確認を行い全項目において適正であることを確認した。

また、第八期計画における施設整備計画に準じた整備されていることを確認した。

以上のことから、書類審査により指定要件を満たすものと判断し、令和3年10月1日の開設に向けて、指定の手続きを進める。

(2) 審査結果

| 圏域 | サービス | 事業者 | 事業所名 |
|-----|----------------------------------|--------------|-----------------|
| 東圏域 | 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 株式会社 しらかば | グループホーム ひまわり |